

教育委員会会議提出議案

第41号

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和4年10月5日  
教 育 長

(理由)

学区外出願の申請に係る事務負担軽減のため、所要の改正を行うもの。

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年十月●日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第●号

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「出願する者は」の下に「、別に教育長が定める場合を除き」を加え、「福岡県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、令和五年度以降に入学する者から適用する。

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十七号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(学区外出願の申請)</p> <p>第五条 前条の規定により学区外の高等学校に出願する者は、別に教育長が定める場合を除き、学区外高等学校入学志願申請書（別紙様式）を、出願しようとする高等学校を経て、教育長に提出し、その許可を得なければならない。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(略)</p> <p>(学区外出願の申請)</p> <p>第五条 前条の規定により学区外の高等学校に出願する者は、学区外高等学校入学志願申請書（別紙様式）を、出願しようとする高等学校を経て、福岡県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、その許可を得なければならない。</p> <p>(以下、略)</p>